

## 障害者自立支援法 新サービスの使い方

平成18年10月から、障害者自立支援法による新しいサービスがスタートしました。サービスを利用するまでに、どんな手続きをするのでしょうか？利用したいサービスが見つかったら、まずは、相談からはじめてみましょう。

**1 相談**  
困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合、役所か相談支援事業所に行きましよう。そこにいる**相談支援専門員**に、相談しましょう。  
相談にのってくれる**専門家**です。  
あなたの住んでいる町にもいます。

**2 調査**  
役所に申し込むと、**認定調査員**が、あなたのところに行きます。たくさん質問をします。わからない場合は説明してもらいましょう。  
あなたができることや、不得意なことなどを調査する**専門家**です。

**3 認定**  
あなたの**障害程度区分**が決まります。  
あなたに必要な**サービスのめやす**です。

**4 支給決定**  
あなたが使いたいサービスの希望を、役所に伝えます。相談支援専門員に、手伝ってもらうこともできます。

**5 契約**  
相談支援専門員に、**サービス利用計画**をつくってもらいます。自分でつくることもできます。  
いつ、どのサービスを、どのくらい使うかの**予定表**です。

**6 サービス利用**  
サービス利用計画に書いてあるように、サービスを利用します。  
サービスには、「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」の3種類があります。組み合わせ使います。

**7 モニタリング(サービスの見直し)**  
体の具合や生活環境が変わったとき、サービスの見直しを行いますので、相談支援専門員に相談してください。

## 高齢者虐待について

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

そこで、平成17年11月1日に「高齢者虐待防止法」が成立し、平成18年4月1日から施行されています。

この法律で「高齢者」とは、65歳以上の者を指します。また、高齢者虐待は、①養護者（＝高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの、例えば、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）による場合と、②養介護施設従事者等による場合に分けることができます。

それでは、この場合の虐待とはどのような場合を指すのでしょうか。

具体的には、身体的虐待（高齢者の身体に外傷が生じ、又は、生じるおそれのある暴力を加えること）、介護・世話の放棄・放任（高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置など、養護を著しく怠ること）、心理的虐待（高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）、性的虐待（高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること）、経済的虐待（養

護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること）を指します。

それでは、こうした虐待が見られたとき、どうすればよいのでしょうか。

県や市町の相談窓口や地域包括支援センター等に相談してください。様々な分野の専門のスタッフの方々が協力して、問題の解決のための支援等をしてください。一口に高齢者虐待といっても様々な原因が複合的に存在している場合もあります。借金の整理や生活保護の受給、病院での治療やひきこもりに対する支援等が必要な場合もあります。

他方、高齢者虐待法には、虐待をしてしまう養護者の支援も規定されています。

ですから、自分は、いろいろなストレスから虐待をしてしまっているのではないかと思われる方、虐待をするつもりはないのに気がつく虐待をしてしまっているということを繰り返してしまう方は、ぜひ、相談して支援を受けてください。

さらに、同じ家庭内の問題として、DVや児童虐待等の場合でも、虐待をしてしまう方の支援を含めてそれぞれの問題について専門スタッフに対応していただけますので、まずは各相談窓口にご相談してみてください。